

都市 6-97

許認可等の内容	空家等管理活用支援法人の指定		
根拠法令及び条項	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項		
担 当 課	建築指導課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	令和 7 年 1 月 20 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）により改正された、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。</p>			